

事業者の皆様へ

教育庁総務政策局総務課

電子契約の導入

- ・電子契約とは、契約当事者が契約書のPDFデータに電子署名を入れて契約を成立させる、契約締結の手法です。
- ・紙の契約書の場合は、記名押印が契約成立の要件とされているが、電子契約では、電子署名を入れることが要件とされています。（地方自治法第234条第5項）
- ・電子契約により契約締結をするかどうかは、事業者の希望によります。

電子契約の特徴

■コスト削減

郵送費、封筒購入費、印刷費、
収入印紙不要

■効率化

印刷製本作業不要、郵送作業不要

電子契約の流れ

※番号は、業務順序を示す

システム提供事業者

6 電子署名
付与

契約当事者の操作を受け、
サービス提供事業者が電子署名を付与するため、電子証明書やICカードリーダーは不要。

北海道

1 契約書アップロード

4 メールで通知

5 電子署名実施

インターネット上
電子契約サービス

2 メールで通知

3 電子署名実施

7 電子契約書DL

事業者

事業者が必要なもの

○電子契約同意書兼メールアドレス確認書、電子メールアドレス、ネット環境

サービス提供事業者

GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社

※困ったときは、下記にお問い合わせください。

「電子印鑑GMOサイン運営事務局」

電話番号：03-6415-7444（受付時間 平日10:00-18:00）

メールアドレス：support@cs.gmosign.com